

令和4年度第2回 音更町使用料等審議会議案

日 時 令和4年8月23日(火) 午後1時30分から
場 所 音更町役場庁舎3階 309・310会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

議案第1号 会長の選出

議案第2号 会長職務代理者の指名

諮問第1号 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の制定について

諮問第 1 号 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の制定について

1 改定の理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）の施行に伴い、長期優良住宅の基準を満たす既存住宅の維持保全計画の認定制度が新たに創設されたことから、当該認定審査に係る手数料の額を制定しようとするものである。

2 長期優良住宅維持保全計画認定制度の概要

現在、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）に係る維持保全計画については、建築行為の前にあらかじめ維持保全計画の認定を受けることとされているが、法改正により、長期優良住宅の基準を満たす一定の性能を有する住宅であれば、事後的に認定を受けられる制度となったことから、中古住宅等における税制上の優遇措置（住宅ローン減税の引上げ、登録免許税率の引下げ、不動産取得税の控除額の増、固定資産税の軽減期間の延長）等の対象となる。

3 諮問の額

項目	内容			
1 既存住宅の認定制度の創設に伴う手数料の追加	長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の金額を次のように定める。なお、手数料の額は、北海道が定める額に準じるものとする。 (※括弧内は変更認定の場合)			
	住宅の種類		1 件当たりの手数料	
			登録住宅性能評価機関の事前審査あり	左記以外事前審査なし
	一戸建ての住宅		26,000 (20,000)	85,000 (49,000)
一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟の戸数が 5 以下のもの	44,000 (34,000)	193,000 (109,000)	
	1 棟の戸数が 5 を超えるもの	69,000 (55,000)	307,000 (174,000)	
2 地位の承継に伴う手数料の追加	長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継に係る審査手数料を 1 戸につき 1,800 円とする。			

4 施行期日

音更町手数料条例の一部を改正する条例の公布の日から施行する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正について

法改正の概要

長期優良住宅の認定対象を拡大

良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度を創設

【改正前】

新築や増改築といった建築行為を前提とし、建築計画と維持保全をセットで認定する仕組みであるため、既存住宅については、一定の性能を有するものであっても、建築行為を伴わない限り認定を取得することができない。

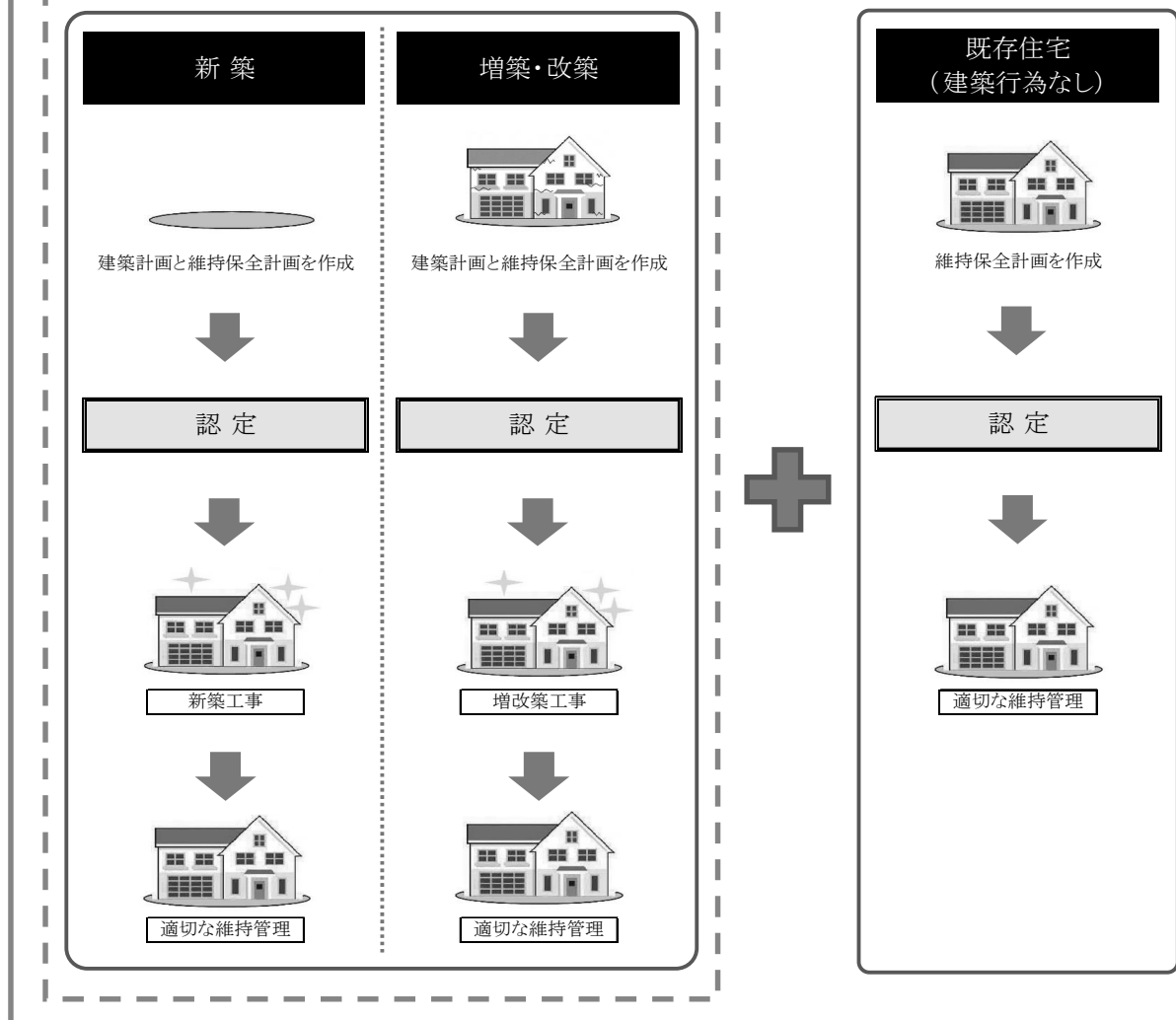
【改正後】

良質な既存住宅について、建築行為を伴わなくても（維持保全計画のみで）認定を取得することが可能となる。



今回の法改正により認定対象が拡大

従来の認定対象



音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

令和4年7月1日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	高川 清美	音更町農業協同組合常務理事	
2	大西 勉	木野農業協同組合常務理事	
3	早瀬 美恵子	音更町農業協同組合女性部部长	
4	山田 ひろみ	木野農業協同組合女性部副部长	
5	角谷 稔	音更町商工会事務局次長	
6	向井 眞知子	音更町商工会女性部副部长	
7	青木 伸吾	音更町商工会青年部副部长	
8	河田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	
9	畠 弘之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	金澤 宗一郎	音更町PTA連合会会長	
11	田原 まゆみ	音更町消費者協会副会長	
12	恩田 喬	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡田 哲男	音更町文化協会会長	
14	山西 信一	公募	
15	前川 典子	公募	

任期2年（令和4年7月1日～令和6年6月30日）